

令和 8 年度佐賀県特殊詐欺被害防止錯視シート制作業務委託に関する質問書への回答書

令和 8 年 10 月 6 日

質 問 NO.	質問内容	回答
1. シートのデザイン等について	シートの形状は、円形やその他特殊な形に型抜きしてよいか。	構いません。 なお規格は横 50cm×縦 40cm 程度（± 5 cm の範囲内を想定）としますが、技術的理由や視認性確保等の特別な理由がある場合で、ATM の前に設置できる程度の範囲であれば、それ以上のサイズ変更も可能とします。
	錯視シートのデザインを制作にあたり、佐賀県らしさ（ご当地のモチーフ、特産品、佐賀県にちなんだキャラクターや要素等）を盛り込むことについての指定や推奨する方向性はあるか	ありません。 ただし啓発内容に佐賀県らしさを取り入れることは評価対象の一つと成り得ます。 なお、あくまでも ATM の利用者に対して注意喚起を促すことを事業目的に据えていることから、佐賀県らしさがないこと自体を加対象外とするものではありません。
2. シートの材質や設置場所について	「ATM コーナー床面に設置」とありますが、具体的な設置場所（金融機関の種別や店舗数など）や床面の材質の想定はあるか。	佐賀県銀行協会や銀行協会の加盟金融機関、県警察との協議の上、決定する予定です。 また床面は一般的な金融機関の床を想定いただいて構いません。 県内の金融機関や ATM コーナーの数に比較して制作可能部数が大きく下回ることが予想されるため、設置可能な店舗に対して配布する予定としています。
	滑り止め加工や剥離・破損リスクを抑えるための素材に関して、県が指定する具体的な基準や推奨はあるか。	ありません。

3. ついて 事業 遂行に	受注が確定した場合、その後の打合せについて、必要時を除きオンラインでの打合せの対応は可能か。	可能です。 ただし対面での打合せや緊急の対応が必要となった際には、対応いただける体制を整備していただきますようお願いいたします。
4. 校正	校正については、どのような方法を想定されているか。(例：データ校正、色校正等)	仕様素材（現物）の確認、データ校正等を実施する想定としています。 また印刷前に見え方のイメージができるような資料の提出をお願いする予定です。 最終的には採択事業者との打ち合わせで決定します。
5. 送料	提案価格に含める送料は、完成品を県に納品する際の送料でよいのか。 試作品・校正物等の送付に係る送料も含む必要があるのか。	その通りです。 試作品や校正物等の送付をされる場合は、その値段も込みでの見積書を作成ください。なお、持参も可能ですので、必ずしも郵送である必要はありません。
6. 設置	設置にかかるフォローとは、現地に行っているフォローを想定されているか。 具体的にどういった内容を想定されているのか。	設置に際して事業者の作業が必要な場合は、現地に行っているサポートまで含めた金額でのお見積りをお願いします。 事業者での作業が不要な場合は、設置に関する説明書を制作いただいたり、事前に作業方法を教えていただいたり等のサポートを想定しています。

7. 受託内容について	評価基準に「設置の容易さ」「撤去の際に店舗に過度に負担をかけない設計」「設置にかかるフォロー」という項目があるが、受託者の業務はあくまで「シートの制作・納品」まででよいのか。それとも、各金融機関への設置・撤去作業も含まれるか。	「店舗において設置ができる状態にして納品すること」または「各店舗において設置すること」です。 貼り付けの際に事業者による特別な作業が必要な場合は、各店舗への設置にかかる費用も込みでのお見積りをお願いします。 特別な知識や作業が不要で、誰にでも貼り付けが実施できる場合は、納品までで業務完了とみなします。 掲示期間を定めていないため、撤去作業は受託の範囲外（対象外）とします。 ただし店舗に過度な負担をかけないようにご配慮いただきますようお願いいたします。
--------------------	--	--